

# 架空請求詐欺

1 身に覚えのない料金を請求される手口

「インターネットサイト利用料金が未納」「有料サイトに登録されました」などとあります。内容の文書やメールを送り付けてきます。文面には「裁判手続となる」などと記載し、受取人の不安をあおった上で、すぐにお金を支払うよう要求してきます。

2 名義貸しに関わる手口

株式や社債などの優先購入権・老人ホームなどの施設入所権・リゾート会員権優先購入権など、他に優先して特別な権利を有しているなどと虚偽の電話をかけてきます。その後、別の人々が「権利を譲つてほしい」「名義を貸してほしい」と言っています。親切心などからこれに応じた被害者に対して「名義を貸したことは違反になる」「調査が入り、あなたの資産が全て差し押さえられる」と、名義を貸した被害者を脅し、お金をだまし取るうとします。

## 心得5

心当たりのない請求には応じないことが大切。不安に思ったとき(心当たりがあるかどうかも分からぬ場合)は、各種相談窓口までご相談ください。**メールなどに記載された連絡先に連絡してはいけません!**

## 心得6

使用したサイト名の記載がない請求・利用した時間の記載のない請求・明確な料金内訳の記載のない請求・料金の請求以外の文言(身辺調査の開始、会社へ訪問するなど)が記載してある請求は要注意です。

## 心得7

「現金送れ」は要注意。宅配便を利用して送金を求められたら詐欺を疑ってください。普通郵便や宅配便でお金を送ることは違法です。通常の商取引では、送金記録の残らないこうした方法で送金は考えられません。

## 心得8

正規の貸金業者では「保証金」や「借入金データの抹消手続き料」など、いかなる名目であっても、**融資を前提にお金の振り込みを要求することはできません。**

## 心得9

実在する貸金業者を装っている場合がありますので、融資を申し込む場合は、電話帳や電話番号案内などで、その業者の電話番号を調べ、確認してください。**はがきなどに記載された連絡先に連絡してはいけません!**

## 心得10

会員登録をしていない会社から届いたダイレクトメールやファックスは、その時点で注意が必要です。

電話での相談は、

**全国共通の#9110  
緊急の場合は110番!**

携帯電話からでも利用できますが、ダイヤル回線や一部のIP電話でつながらない場合は、お近くの警察本部におかけください。また、警察署でも相談に応じています。

## 心得11

「還付金」がATMで返還されることはありません。「携帯電話を持ってATMへ行け」は詐欺です!

## 心得12

ATMの操作に不慣れな高齢者を対象に被害が多く発生しています。携帯電話をかけながらATMを操作しているお年寄りを見掛けたら、詐欺の被害を疑い、ぜひ一声掛けましょう。

# 融資保証金詐欺

実際には融資する意思がないにもかかわらず、「誰でも融資します」「審査は簡単です」「担保不要」などの文言ではがきやメールを送り付けてきます。融資の申し込みをすると、犯人は保証金などと書いて融資に先立つてお金を振り込むよう要求し、その後も、さまざまな名目でお金を要求して、何度もだまし取ります。

地震や大雨などの災害に伴って、「震災の影響で売り上げが減少する恐れのある中小企業対象に融資する」「こんなときこそ復興

を! 全国の中小企業の皆さまへの低金利融資」など、会社を救済するように装つて融資を持ち掛けてくるものもあります。

「自治体(都道府県や市区町村)」「税務署」「年金事務所」などの職員を名乗り、被害者に對して医療費の還付・税金の還付・保険料の還付・年金の未払い金などを言つて、還付の手続のためATM(現金自動預払機)に行くよう求めてきます。

# 還付金等詐欺